

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ◎水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条関係） 一〇六十六の二（略） 六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号） ）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九 年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該 当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除 く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イハ（略） 六十六の四〇七十四（略）</p>	<p>別表第一（第一条関係） 一〇六十六の二（略） 六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号 ）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。 ）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イハ（略） 六十六の四〇七十四（略）</p>